

令和6年度 第2回府中町下水道事業経営審議会 会議録

- 日 時 令和6年6月27日（木） 14:00～15:20
- 場 所 安芸府中商工センター 2階会議室
- 出席委員 江村委員、尾崎会長、倉本委員、繁政委員、大東委員、高田委員、瀧島委員、中下副会長、藤田委員
- 事務局 屋敷町民生活部長、岡村下水道課長、立花下水道課課長補佐、浅田総務係長
- 内 容
 1. 開会
 2. 町長あいさつ
 3. 資料説明・審議
 4. 事務連絡
 5. 閉会
- 配付資料
 - 【資料1】配席表
 - 【資料2】第2回府中町下水道事業経営審議会資料
 - 【資料3】使用料体系比較表
 - 【資料4】県内使用料一覧表

●概要

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 資料説明・審議

資料に基づき事務局から説明

(会長)

資料4・県内使用料一覧表について、東広島市だけ金額が少数まであるのはなぜか。

(事務局)

東広島市は税込の使用料体系となっており、この表は税抜で統一したため、端数が生じている。

(会長)

国が示す使用料収入の基準を超える部分への繰入は基準内繰入となるとのことだが、資料4ページの県内市町の経費回収率について、この基準内繰入は含まれているのか。

(事務局)

他市町のことは明確には分からないが、含めているところはあるのではないかと。

(会長)

そういった基準内繰入を行えば経費回収率が100%になるのではないかと思うが、100%になっていない市町は他に繰入を行っているのか。

(事務局)

基準内繰入といっても無制限に算入できるわけではないので、基準内繰入を行ってもなお足りないことはあり得ると思われる。

(会長)

他市町がどれくらい繰り入れているかは、この資料では分からないということか。

(事務局)

個別に調べてみなければ分からない。

(委員)

資料 3 ページの投資額の見込では、汚水が令和 9 年度まで高く、そこから下がっているが、資料 6 ページの汚水収支について、経費がそのような動きになっていないのではないかと。

また、資料 6 ページの汚水の収支について、現時点を基準にして経費回収率を 100%にしたとしても、年によって経費に差があり、将来的には不足が発生するのではないかと。

(事務局)

資料 3 ページは投資額、資料 6 ページは損益といった違いがある。投資額は損益に直結しておらず、将来的に減価償却費という形で費用として上がってくることになる。

また、今回提示した案については直近の数値で計算しており、10 年後などでは当然状況が変わってくる。そのため、使用料の検証については今後 5 年ごとに行う予定としており、その際に改めて検討することになる。

(委員)

検証に当たっては、過去に遡及して使用料の引き上げを適用したらどうなるかを検討することで妥当性が出るのではないかと。

(会長)

提示した使用料体系について、今後のシミュレーションについても検討していただければと思う。

(事務局)

ある程度方向性が決まれば、次回以降の会議でお示ししたい。

(委員)

とりあえずは目指すべき使用料水準を決めないといけないと思う。

パターンとしてまず 25%とあるが、これは急激な引き上げになるので、16%の引き上げで経費回収率が 100%になるのであれば、こちらを目指せばよいのではないかと。

(委員)

同じ意見になるが、まず国が示す基準である 150 円が最低限になるので、そこをクリアすることだと思う。そうでなければ国費が 2 億円入ってこなくなるので、まずここが大前提であると思う。

また、引き上げをしなければ、不足する 1 億円程度を一般会計が負担することになり、一般会計を圧迫するということもある。

そのように考えると、私はB案でいいとは思いますが、この水準を目指した上で、どのパターンかを検討するという考え方でよいのではないかと。

(委員)

値上げは反対である。国費をもらうことについては、政治家に働きかけるなど考えてみてほしい。

また、山田地区の人に話を聞いたが、まだ下水道も来ていないのに水道料金が上がることは反対、まず工事を早くしてほしいとのことである。

(事務局)

政治家への働きかけは困難であると考えている。

また、水道料金は下水道使用料と一括で請求されるものではあるが、今回の議論とは別であり、変わることはない。

(委員)

150 円という基準があるが、資料 6 ページで収入に対して経費が 1 m³あたり 28 円不足しているとある。これは、150 円まで上げたら 1 m³あたり残り 8 円の不足ということか。

また、令和 10 年の部分で収支不足が大きくなっているが、その不足額は問題無いか。

(事務局)

ご指摘のとおりであり、不足の残り 8 円分は一般会計で補填することになる。

また、令和 10 年度については、大規模な計画の改定を予定している関係で支出が多くなっている。当然そこは収支が悪くなるため、不足分は一般会計で埋めることになる。

(委員)

生活困窮の方の相談を受けることがあるが、最低賃金が上がっているといっても、それ以上の物価高もあるうえ、府中町でも今は家賃がかなり値上がりしている。減

免制度があるといっても、その基準に達していない方が一定程度おり、下水道使用料があまりにも上がると厳しいのではないか。どうしても上げなければ国費が入らないということであれば、最低限のB案の方がまだ傷は浅いと思う。

約8割の方が20 m³以内の使用量ということであれば、この部分の上げ幅を調整できないか。

(会長)

実際に150円の基準に達したかどうかは実績値から計算しないと分からないと思うが、使用料を引き上げても結果的に基準に満たない場合はどうなるのか。

(事務局)

結果として基準に満たない場合もあり得ると思う。国費の要件としては、経費回収率を向上させるロードマップを示すこととされているため、ひとまず必要になるのは、経費回収率を上げる具体的な策を示すことになる。

使用料については5年ごとの検証を考えているため、その際に実績値を踏まえた検証を行うことになる。

(委員)

先日、下水道事業受益者負担金が広報で出ていたが、これはどのような扱いになるのか。

(事務局)

受益者負担金は使用料とは種類が異なり、設備投資の財源ということになる。先ほど、投資と損益は別であるとの話をしたが、受益者負担金は投資の財源になるため、損益である使用料収入とは別になる。

(委員)

受益者負担金はどのくらいの金額になるのか。また、既に下水道が来ている箇所は関係無いのか。

(事務局)

1 m²あたり302円で賦課しており、令和5年度はおよそ800万円の収入であった。賦課がかかるのは供用開始した年の1回限りである。

(委員)

値上げの話で進んでいくのかもしれないが、経費削減も大事である。ただ上げるというだけでなく、どういった経費削減の努力を行い、それでも足りないのでやむを得ないということを示す必要があると思う。また、収入を増やす努力も必要である。

もう一点として、150 円の基準まで値上げをして不足分を税金で負担するのであれば、結局、税金を払っている人が負担することになると思う。結局は住民が税金として負担するのであれば、使用者負担の考え方により、最低限の 150 円でなくてもいいのではないかと。すぐには難しいかもしれないが、いずれは使用料で全て賄うことが正しい姿なのではないかと思う。

(委員)

税収は個人だけでなく、法人から入って来る部分も大きい。そういった意味では、使用料のみで 100%を目指さなくてもいいのではないかと。

(会長)

経費削減の努力は当然やっていると思うが、例えば長寿命化の工事を行った結果としてどれくらい将来の負担を軽減したのかなど、目に見える形で示すことが、納得をいただくためにも大事だと思う。

(委員)

府中町は広島市と使用料が同じであり、広島市が上げないので府中町も上げてこなかったといった話が前回あったが、今後は広島市と使用料を合わせることはしないということか。

(事務局)

地理的な関係もあり、今までは広島市と揃える形としていたが、現実的に考えて無理があるとも考えている。そういったことも踏まえ、この度使用料の検証を行っているところである。

(委員)

基本的には値上げをしない方がいいとは思いますが、何とかしなければならないという思いはある。府中町は使用料が安いと言われているが、資料 18 ページを見ると大口使用者にとってはむしろ高くなっており、こういった体系についての検討はすべきと思う。

その中で、まず 150 円という基準をクリアしないと国から 2 億円が入ってこないというのは大きな問題であり、そう考えると、値上げをしないという選択肢は取れないと思う。そのため、一番低いところで目標を立てて、その上で、体系について考えるのがよいと思う。

(会長)

今のところの議論を取りまとめると、事務局案にある $23\% + \alpha$ という案が一つの理想ではあるが、多くの方の生活の実態などを踏まえると現実的には難しい。

一方で、国が示す最低限の経営努力の基準があり、これを満たす努力はせざるをえないと考えられる。これについては、下水道というインフラに維持費がかかり、使用者がその負担を負うべきであると考えられることから、150 円の基準を満たすことについては一定の合意があると感じている。

その場合、足りない部分は公費負担になるが、公費については大きな法人や企業も含めた税収であり、財政的な余力が町にあるのであれば、公費負担でよいのでは

ないかと思う。

その一方で、過激な値上げが良くないことには同意するが、100%を目指す努力をどの程度行っているかという観点が必要ではないか。国の示す最低限の基準があるからといって、そこで妥協しているわけではないといった姿勢は大事だと思う。

まとめると、事務局にはB案をベースに考えていただきたいと思う。B案の中でも各パターンがあるが、生活が厳しい方への配慮を考えると、機械的に増額する方法は良くないと考えられるため、B④案をベースにして、さらに負担を割り振った案を事務局で考えていただきたい。

一方で、理想的な姿というのは示しておきたいので、23%の引き上げとしたA④案に相当する案を残していただければと思う。

また、B④案を基準にした場合の将来的なシミュレーションも示していただきたい。

(委員)

料金を上げると、低所得者や生活困窮者の方にとって実質どれくらい上がるのか。

(事務局)

減免に該当する方については月 10 m³まで無料になり、それを超えたら使用料がかかるようになる。一方、減免に該当しない方は、通常どおり使用した分だけ料金がかかる。

(委員)

10 m³まで無料ということは、基本料金がかからず従量部分のみということか。

(事務局)

10 m³までの従量料金と従量単価の税込 787 円/月がかからなくなり、超えた部分から従量料金がかかるようになる。なお、対象となっているのは令和 4 年度で約 1,350 世帯である。

(委員)

減免に該当する人はまだいいが、ぎりぎり該当しない人は逆に手元に残るお金が少なくなることもある。

値上げをしなければならぬ現状も分かるが、一律で何%上げるということではなく、細やかな調整をお願いしたい。ぎりぎり払わなければいけない人や、子供が多い人など、制度のはざまの方々がいるので、そういう方々の負担が大きくならなければよいと思う。

(会長)

頑張って自立はしているがぎりぎり減免に該当せず苦しい方もおり、そういう方への配慮は非常に大事であると思う。様々な支援がパッケージとしてあり、この審議会の所掌ではないところもあるが、下水道使用料の部分についてはぜひ考えていただきたい。

それでは、次回に向けて、B④案を軸として、さらに他の案も示していただければと思う。また、特に基幹となる案については詳しい将来予想も示していただくほか、

A④案についても目指すべき水準ということで示していただきたい。

あと、可能な範囲で、経費削減などの経営努力がどのようになされており、どれくらい成果がありそうかなどについて示していただければと思う。

(委員)

発生している経費はポンプ場3ヶ所の稼働経費になるのか。

(事務局)

経費については雨水と汚水があり、雨水経費は公費負担である。ポンプ場は雨水の施設であるため、使用料の対象外である。

(委員)

使用料に係る経費はどこから発生しているのか。値上げだけでなく経費についても見直していくべきではないか。

(事務局)

ご指摘のとおり、経費の削減は必要であると考えている。

汚水経費の構成について、まず減価償却費が全体の6割くらいを占めているが、減価償却費は施設を取得すると必ず発生するものであり、削減は不可能である。

次に大きいのが、広島県が運営する処理場への負担金である流域下水道費である。これも直接的に削減することは難しいが、広島県への働きかけなどについて今後検討していきたい。

それ以外では、人件費などの事務費があるので、そういったところはできる限り削減したいと考えている。

4. 事務連絡

5. 閉会